



Title	大阪市の学校選択制（続）：制度の定着をどうみるか
Author(s)	高田, 一宏
Citation	教育文化学年報. 2023, 18, p. 3-12
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/91734
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

大阪市の学校選択制（続） －制度の定着をどうみるか－

高田 一宏

1. はじめに

大阪市内の小・中学校に学校選択制が導入されたのは2014年度のことである。それからもうすぐ10年が経とうとしている。この制度は、初年度（2014年4月入学）に24区の半分にあたる12区で始まり、2年目は浪速区を除く23区に広がった。最後に残った浪速区でも、2018年度に学校選択制が始まった。

学校選択制は、橋下市長（当時）の強い意向のもと、多くの反対論・慎重論を押し切る形で導入された。今や、この制度の問題点を指摘したり批判したりする声は、保護者からも地域住民からも学校からもきかれなくなった。行政（教育委員会および各区）サイドでも、制度廃止の動きはない。学校選択制は完全に定着したといえる。

筆者は、『教育文化学年報』第11号の「大阪市の学校選択制－揺らぐ公共性、広がる格差－」（2016）で、新自由主義的な政策の例として学校選択制を取り上げ、その現状と課題とを検討した。この論文はその続編である。今回のねらいは、定着期の学校選択制の現状を明らかにし、制度導入の意味を問いなおすことにある。「今さらながら……」の感もあるが、「公共性の動揺と格差の拡大」は、案の定、現実のものになってしまった。この事態を見すごすわけにはいかない。

以下、第2節では、学校選択制に対して大阪市教育委員会がとってきた姿勢を述べる。ついで、第3節では、学校選択制が導入された経緯を振り返る。さらに、第4節では、各区が実施したアンケートと2023年度入学予定者の希望状況をもとに、学校選択の実情をあきらかにする。

2. 学校選択制に対する教育委員会の姿勢

1) 部落差別を背景とする越境就学の解消 1960年代末から1970年代初めにかけて

1968年、奈良県御所市の中学教師が、ある研究集会で、部落を校区に含む学校を忌避して大阪市などに越境就学する例があとを絶たないことを報告したことをきっかけに、越境の放置は部落差別を助長するとの認識が学校関係者や行政関係者に広まった。越境の全て

が部落を忌避してのものだったとはいえないが、部落を校区に含む学校では越境がずば抜けて多かったことは事実である。

1968年に大阪市教育委員会が行った調査によると、市内では、およそ1割の児童・生徒が本来の通学区以外の学校に通っていた(鈴木祥蔵・横田三郎・村越末男 1976, p. 298)。市全体では、小学校在籍者 24,2042 人中、越境就学者は 19,585 人 (8.1%)、中学校在籍者 112,022 人中、越境就学者は 13,172 人 (11.8%) だった。

調査では、越境による流入・流出が極端に多い学校がいくつか報告されていた。例えば、天王寺区のある中学校では 1794 人中 688 人 (38.4%)、阿倍野区のある中学校では 2489 人中 1143 人 (45.9%)、同じく阿倍野区のある小学校では 3074 人中 1378 人 (44.9%) が校区外からの越境就学者だった。一方、東住吉区のある中学校では、本来在籍するはずの 1139 人中 418 人は他校に越境就学 (36.7%) しており、その校区にある小学校でも 2167 人中 941 人 (30.3%) が他校に越境就学していた。両校とも校区に部落を有する学校で、1970年代には同和教育が熱心に取り組まれるようになった学校である。

こうした実態を踏まえ、大阪市教育委員会は「越境入学防止対策基本方針」(1968)を策定し、居住しない地域に住民票を移すなどして行われていた越境就学の解消に力を注ぐようになった。基本方針は次のように越境就学(入学)の問題性を指摘している。

越境入学については、従来よりその防止に努力を続けてきたところであるが、今回の実態調査の結果遺憾ながら依然として多数の越境通学者が認められた。

越境入学は、教育の機会均等ならびに人間尊重という教育本来の目標をゆがめる重大な問題であり、児童生徒の社会性など人間形成を進める上で生活指導上の問題を生じている。

このような教育のゆがみの中で部落に対する差別も培われるのである。事実また校下に部落を含む学校からの越境が多いことが認められた。その他通学の面においても弊害が現れており、また行政的に見ても越境は違法な行為であることはいうまでもない。

1971年には、大阪府教委が大阪市教委の代表も加えた「適正就学委員会」を設置した。越境就学には市町村をまたがった就学(域外就学)も多く、大阪市外でも校区に部落のある学校を中心に越境が深刻だったことから、広域で越境就学の解消に取り組むことになったのである。その後、関係者の努力によって越境就学は急速に減り、1976年には大阪市で 0.05%、大阪府を除く府内でも 0.06%になった。

数字の上では越境就学は皆無に近くなった。だが、根本的問題が解決したわけではない。後で述べるように、居住地や学校を選ぶときに貧困層やマイノリティの集住地域を忌避する意識は、今も根強く存在する。学校選択制は、「選ぶ権利」という美名で、特定の地域に対する忌避意識の存在を隠蔽しているおそれがある。

2) 学校選択制への慎重姿勢 2000 年代以降

首都圏や地方の県庁所在地などで学校選択制が広まったのは 2000 年代以降のことである。だが、大阪では学校選択制を導入する自治体は現れなかった。2012 年に文科省が実施した調査によると、学校選択制を導入する自治体が報告されなかった都道府県は全国で大阪府だけだった（文部科学省 2012）。

厳密にいうと、大阪で学校選択がまったくできなかつたわけではない。この頃すでに、どの自治体でも通学区域制度を弾力的に運用し、保護者の申し出に基づいて就学校を変更できるようになっていた。また、過疎地の小規模校を指定して当該自治体全域から就学できるようにする制度（小規模特認校制度）を導入する自治体もあった（箕面、高槻、柏原、河内長野、和泉、泉佐野、泉南）。ただし、これらは例外的な措置・制度であり、全体としては「地域の子どもは地域の学校で学ぶ」のが就学の実態だったといえる。

この頃には、全国で学校選択制を新たに導入する自治体はほぼなくなっていた。図 2-1 は小学校の学校選択制の実施状況だが、「実施」（15.1%）の自治体は 2006 年の調査とほぼ同じで、「導入検討中」（1.7%）はごくわずかとなり、「非実施」（81.9%）が大半を占めるようになった。この調査と相前後して、風評によって入学希望者が急増・急減したり、学校の設備・施設の充実度などの理由で学校が選ばれるようになったり、地域と学校の連携が難しくなったりして、制度を廃止する自治体も現れた（杉並区、前橋市、長崎市など）。

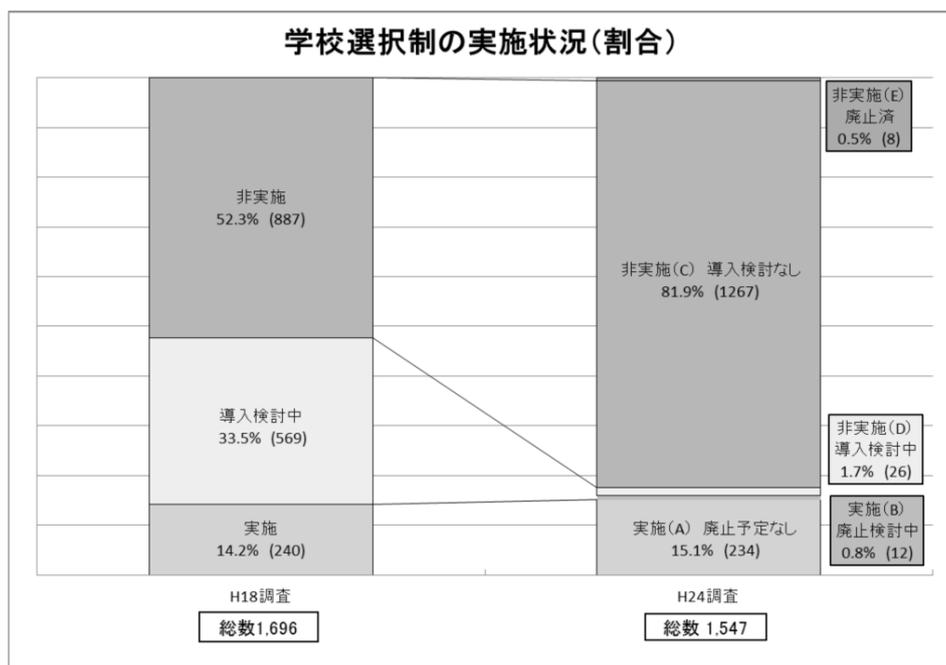


図 2-1 学校選択制の実施状況（設置者の割合，2012 年）

（出典：文部科学省 2012, p.3）

3. 学校選択制の導入

1) 導入の経緯

このような趨勢に逆行して、大阪市では2014年度に学校選択制が導入された。大阪市では、橋下市長と大阪維新の会の主導で「教育行政基本条例」と「市立学校活性化条例」が制定され（2012年）、「教育振興基本計画」が改定された（2013年）。基本計画では「ガバナンス改革」の柱のひとつとして学校選択制が明記された。基本計画の改定作業と並行して、各区では学校選択制と中学の給食実施を抱き合わせにして保護者や地域住民の意見をきく「学校教育フォーラム」が開催され、全市的に「熟議・学校選択制」が約半年間にわたって開催された（熟議「学校選択制」委員一同2012）。

「学校教育フォーラム」や「熟議」では選択制に対する反対論や慎重論が多かったが、結局、学校選択制は、公募で選ばれた区長の判断で実施された。区長は市教育委員会で区担当理事（2015年度からは次長）のポストを与えられ、選択制導入の判断は、教育委員会から区長に委任された権限ということになっていた。実質的には教育委員会の頭越しに学校選択制が始まったといってもよい。

学校選択制の導入に先立ち、大阪市では全国学力・学習状況調査の学校平均正答率を公表することになった。当初、正答率の公表は、学校協議会の意向を尊重して校長が判断することになっていた。だが、実際に公表すべきだと判断した学校協議会はほとんどなかった。そこで、2014年度には学校管理規則で正答率の公表が義務づけられた。なお、学力調査の対象学年が単学級の場合、平均正答率を公表する義務はないが、実際の対応は各区・各校の判断に委ねられている。

2) 「メリット」と「課題」

学校選択制の導入に先立ち、教育委員会は次のような制度の「メリット」を挙げていた（大阪市教育委員会2012）。

- ・子どもや保護者が意見を述べ、学校を選ぶことができる。
- ・子どもや保護者が学校教育に深い関心を持つ。
- ・特色ある学校づくりが進められる。
- ・開かれた学校づくりが進む。

これらの「メリット」は大阪市に先行して学校選択制を実施した自治体でも語られていた。だが、それらは確かめられた「事実」ではない。根拠の薄い「希望的観測」である。全国の自治体で学校選択の広がり急ブレーキがかかったことは、その何よりの証拠である。

一方、懸念される「課題」として教育委員会が挙げたのは次の3つである。

- ・通学区域外から通学する児童生徒の安全確保。
- ・学校と地域との関係の整合性。
- ・学校の施設収容面での制約。

ひとつ目の課題には、保護者が責任をもって安全確保をするという考えが示された。ふたつ目の課題には、今後、地域との話し合いをすすめていくということで対応策の検討は先送りされた。三つ目の課題には、受け入れ可能人数を各校が設定して特定の学校への集中を避けるという考えが示された。

教育委員会は、これらとは別立てで「その他の課題」も示した。「風評等による学校選択」である。これについては、詳しく正確な情報提供を行うこと、本来の就学校を選択しなかった者の人数を公表しないこと、という対応策が示された。また、多くの保護者から選択されなかった学校を教育委員会と区とが連携して支援するという考えも示された。

実際には、学力テストの「正確な」情報公開は、特定の学校や地域に対する選好・忌避の意識と行動を助長している（中西 2019）。もともと「荒れている」「学力が低い」「治安が悪い」といった否定的イメージが特定の地域や学校に固着していることもある。客観的な学力テストの結果と主観的な風評とが結びついたとき、保護者は「質が劣る」と判断した学校を避けるようになる。この積み重ねが人気校と不人気校の二極化をもたらす。前節でふれた越境就学や次節で触れる市民意識を知っていれば、そうした事態は容易に想像できたはずである。だが、学校選択制は「見切り発車」でスタートした。「選択されなかった学校」への支援が成功したという話も聞かない。

4. 学校選択制の現状

1) 人口動態から見た特徴 人口減少区と人口増加区の比較

大阪市の学校選択制は区ごとに実施されている。全体としては、人口減少が進む区で、本来の通学区域の外にある学校を選択する率（以下では「区域外選択率」）が高い傾向がある。2020年の国勢調査（大阪市計画調整局 2023）によると、過去5年の人口減少率が24区でもっとも高かったのは西成区である（5.2%）。西成区の区域外選択率は、小学校で22.3%、中学校で13.3%である（2021年度）。なお、その次に人口減少率が高いのは大正区（4.7%）だが、学校選択の詳しい状況が公表されていない。3番目に人口減少率が高いのは住之江区で（2.4%）、区域外選択率は、小学校で9.3%、中学校で10.8%である。

人口減少区で区域外選択率が高いことは次のように説明できるだろう。人口減少が激しければ激しいほど、学校は小規模化する。各校の校区外からの入学者受け入れ可能人数は必然的に増える。学校選択のプル要因、すなわち校区外から入学予定者を「引き寄せる」要因は大きくなっていく。また、人口減少が激しい区は、社会経済的に厳しい状況にある傾向がある（濱元 2020）。その分、少しのきっかけで学校は学習指導や生徒指導の課題を多く抱える可能性が高くなる。学校選択のプッシュ要因、すなわち選択制がなければ入学したはずの子どもをよその学校に「押し出す」要因も大きくなっていく。

以上から、学校間の学力格差や生徒指導における困難度の違いは、学校選択によって加速度的に拡大していくことが予想される。社会経済的に厳しい状況にある子どもが多い学校

ほど、学力の底上げ・格差縮小の「効果」は現れにくい（高田 2019）。西成区では、学校選択制の開始以後、校区外からの入学希望者が多い学校と少ない学校の間で、学力格差が拡大したことが確認されている（志水 2021）。人口減少区で学習面・生徒指導面の課題を抱えている学校では、入学予定者の流出→学習指導・生徒指導上の課題の増大→入学予定者のさらなる流出→……という悪循環がおきているおそれがある。

一方、ミドルクラスの都心回帰を背景とする人口増加が激しい区では、区域外選択率は低くなっている。人口増加率が一番高い西区（14.5%）の区域外選択率は、小学校で 4.7%、中学校で 1.8%である（2021 年度）。西区に次いで人口増加率が高い北区（12.7%）の区域外選択率は、小学校で 5.4%、中学校で 6.5%である（2021 年度）。なお、3 番目に人口増加率が高い中央区については、学校選択の詳しい状況が公表されていない。

詳しくみると、人口増加区でも「選ばれる学校」と「選ばれない学校」の分化はおきている。表 4-1 は、北区における学校選択の状況（本来の通学区域内からの入学希望者、区域外からの入学受け入れ可能人数、区域外入学希望者、入学辞退者、受け入れ決定人数）と全国学力・学習状況調査の成績（入学希望者を募る前年度の結果。2021 年度の国語と数学の正答率の合計）を示した表である。なお、北区では区内 5 つの中学校から入学したい学校を選べる「自由選択制」をとっているが、区域外希望者が受け入れ可能枠を超えた時には抽選が行われる。また、市内全域から入学者を募る施設一体型小中一貫校や義務教育学校はない。

表 4-1 北区における学校選択の状況（中学校，2023 年度）

	学力	2022年11月時点			2023年2月時点		
		区域内希望者	受け入れ可能		区域外希望者	入学辞退者	受け入れ決定
A中	151	183	通常	空き待ち	21	10	5
			特別支援	空き待ち			
B中	129	169	通常	空き待ち	2	1	1
			特別支援	6			
C中	133	72	通常	空き待ち	6	4	2
			特別支援	空き待ち			
D中	118	98	通常	3	3	0	3
			特別支援	空き待ち			
E中	126	173	通常	空き待ち	25	10	15
			特別支援	空き待ち			

A 中と E 中の区域外からの入学希望者は、受け入れ可能枠が「空き待ち」となっているにも関わらず、20 人を超えた（2022 年 11 月 17 日公表）。区のホームページによると、両校は、毎年、かなりの数の私立・国立中学進学者が入学を辞退するため、区域外からの入学者も受け入れているようである。結局、最終結果（2023 年 2 月 20 日公表）によると、区域外からの受け入れ人数は、A 中が 5 人、E 中が 15 人となった。なお、A 中では抽選漏れ

となった人からも繰り上げ入学を募ったが、そこから辞退者が出たようである。一方、B、C、D 中も区域外からの受け入れ可能枠がほとんどないが（B 中は特別支援学級のみ 6 人、C 中は 0 人、D 中は通常学級のみ 3 人）、区域外からの入学希望者は一桁にとどまっている。学力テストの成績は、A 中がもっとも高く、B、C、E 中がそれに続く。D 中の全国学力・学習状況調査の成績は大阪市全体（116）を上まわってはいるが、5 校の中では最も低い。区域外からの入学希望者数と学校全体の学力との関連は明らかである。

以上の学校選択の動向からは、一部の私立・国立校の志願者が、不合格だったときの「滑り止め」として、公立校の学校選択制を利用していることが伺える。人口増加区で学校選択率が低い主な理由は、区域外からの受け入れ可能枠が限られていることにある。A 中や E 中のような「人気」校は、そのような制約の中で私立・国立校に入学が決まった者が流出したあと、区域外からの入学者を受け入れているようである。限られた地域での動きではあるが、「私立・国立校→選んだ公立校→選ばなかった公立校」という学校選びの優先順位ができあがっているといえる。

2) 「現状調査」から見た学校選択制

①調査の概要

大阪市の各区は、2020 年度と 2021 年度に「学校選択制の現状に関する調査」というアンケートを実施した（以下では「現状調査」）。調査対象は、小学 1 年生と中学 1 年生の保護者全員、地域住民（地域活性化協議会の代表など）、学校（実際の回答者は小・中学校の校長）である。調査は、1 年目に 6 区（此花区、中央区、西淀川区、淀川区、旭区、住吉区）で先行実施され、2 年目に残りの区で実施された。実施主体は各区だが、質問項目は全市で共通である。なお、各区の回収率は、小学 1 年生の保護者で 5 割前後、中学 1 年生の保護者で 4 割前後であり、地域住民は 100% から 60% 台までばらついている。学校の回収率はすべての区で 100% である。なお、以下の記述内容は、各区のホームページで公開されている報告書にもとづいている。

調査を先行実施した 6 区の結果については、すでに検討がなされている（濱元 2021）。それを要約すれば次の通りである。①保護者はおおむね学校選択制を肯定的に評価しているが、地域の関係者は賛否がばらついている。②保護者は学校選択制の「メリット」を感じてはいるが、態度不明（「どちらでもない」「わからない」）も一定の割合で存在する。学校側は「メリット」が学校選択制によって増えたとは考えていない。③学校の回答では「通学の安全」や「風評による選択」などの「課題」を指摘する意見が一定数あり、新年度の児童・生徒数がなかなか決まらないことによる次年度の体制づくりの遅れも指摘されている。

このたび、2021 年度に調査を実施した各区の結果を総覧したが、先行実施の 6 区と同様の傾向だった。紙数も限られているので、ここでは、保護者の満足度と「風評」による選択に絞って結果を紹介したい。

②制度の評価

調査を先行実施した6区では、「学校選択制は、大阪市の子どもや保護者、大阪市の学校教育にとって良い制度だと思いますか」という問いに対して、本来の通学区域外の学校を選んだ保護者の大半（8割～9割）が肯定的に評価していた「そう思う」（「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計）。ただし、本来の通学区域の学校に子どもを通わせている保護者でも、肯定的評価は6割を超えていた。もっとも多い淀川区と住吉区で73.1%、もっとも少ない旭区で63.1%である（いずれも中学1年生の保護者の回答）。全体として、保護者は学校選択制を肯定的に評価しているといえる。

2021年度に調査を実施した区でも同様の結果だった。全体として肯定的評価がもっとも多かったのは城東区の82.8%、もっとも少なかったのは阿倍野区の68.9%である。各区の肯定的評価の平均をとると約7割になった。ちなみに、先に取り上げた西成区と北区では、肯定的評価がそれぞれ73.1%と71.4%である。

制度の充実を求める意見は、潜在的にはかなりの数に上る可能性がある。制度を否定的に評価している人や、肯定・否定どちらとも判断しかねる人の中には、制度の設計・運用上の欠陥によって「選択できない」ことを不満に思う人も含まれているからである。次に挙げるのは、人口が急増して区域外受け入れ可能枠がほとんどない北区と西区の自由記述回答である。

- ・「選択制とは名ばかりで実際には抽選制であるから」（北区）
- ・「選択しても、希望する学校は人気集中してしまう。各学校の教員の指導方針、レベルに差をつけない工夫がいます」（北区）
- ・「選択制という割には受入人数が限られ、希望が通らない可能性も大きそうなので、あまり機能してないと思う」（西区）
- ・「兄の入学時、選択制で校区外を希望しようか検討したが、弟も同じ校区外の学校に入れるか保証できないと言われたので、選択の余地なく校区内を希望した。兄弟枠はあってほしいです」（西区）。

③風評による選択

学校選択制の開始にあたっては「風評等による学校選択」の懸念があった。先行実施6区では、「大阪市では、学校案内や学校説明会、学校公開等において、各校の情報を提供しています。あなたや他の人を含め、風評（うわさ）等による学校の選択が行われていると思いますか」という問いに対して「思う」（「思う」と「どちらかと言えば思う」の合計）とする回答は2～3割あった。一方、「わからない」とする回答も3割前後にのぼった。

2021年に調査を実施した区でも同様の結果だった。「思う」がもっとも多いのは港区の39.2%で、もっとも少ないのは鶴見区の15.3%である。ばらつきは先行実施区よりもやや大きい、大半の区が2～3割台である。

今回の調査では、学校選択の理由を選択式で尋ねている。しかし、なぜか「うわさ」の選択肢は存在しない。期待されたメリットと懸念された課題を検証するという調査のねらい

を理解しない人が調査票を作成したのかもしれない。あるいは制度の弊害を覆いかくすために意図的に選択肢を設けなかったのかもしれない。いずれにせよ、この調査からは「風評」がどの程度学校選択に影響を与えているのかはわからない。

市民を対象とする人権意識調査では、特定の地域に対する忌避意識の存在が明らかになっている。大阪府が実施した調査（大阪府 2022）では、住宅選びの際に、同和地区内や小学校区が同和地区と同じ区域になる地域、近隣に生活困難層や外国人が多い地域、近隣に精神病院や障害者の施設がある地域などを避けるかどうかを尋ねている。結果は次の通りである。

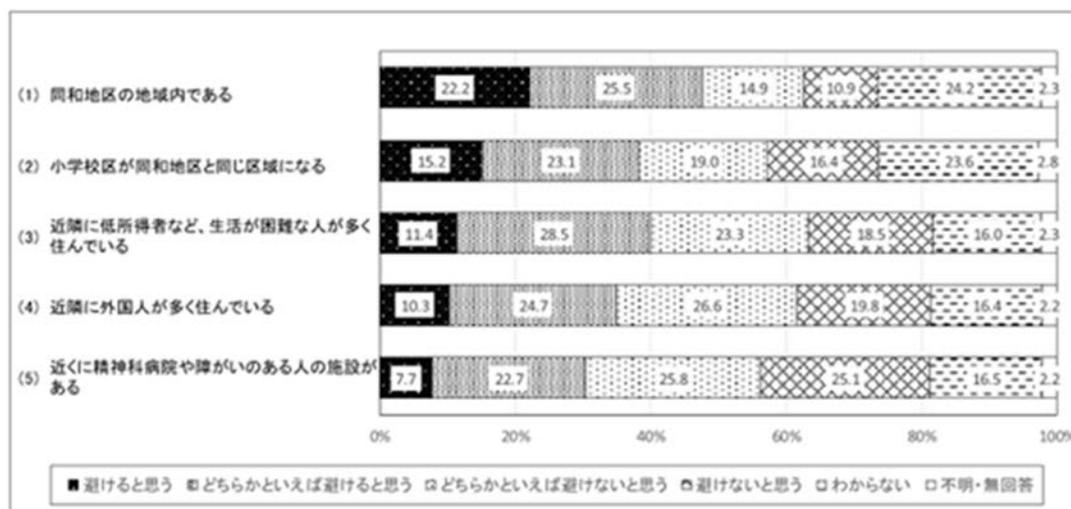


図 4-1 特定の地域に対する忌避意識

（出典：大阪府 2022, p.74）

小・中学生の保護者の中心世代である 30 代と 40 代では、「学力の問題などで、こどもの教育上、問題があると思うから」を忌避の理由としてあげた人がそれぞれ 26.9%と 19.5%あった。「風評」は「風」のようにどこからともなくやってくる。学校選択にどの程度影響しているのかもよくわからない。だが、「風評」が特定の地域や学校を忌避する行動に影響することは否定しえない事実である。

5. おわりに

先の論文（高田 2016）で私が述べた「揺らぐ公共性，広がる格差」は、杞憂ではなかった。特定の学校や地域に対する否定的な噂をもとに、転居や学校選択が行われているおそれもある。要するに、学校選択制は、教育を私事ととらえる意識，学力の格差拡大，特定の地域や学校に対する忌避意識が絡み合う中で，定着していったのである。

新自由主義的な教育改革は，学校と保護者を，サービス（教育）の提供者と顧客という関係の中に置く。そこにあるのは，できあいの品物を選ぶように学校を選ぶという発想である。

現状では、顧客（保護者）は学校選択制を高く評価している。各区が学校選択制を見直すきざしもない。おそらく「保護者は制度を肯定的に評価している」として、制度を継続・拡充していくのだろう。

しかし、顧客満足度が高まることと公教育や市民生活の質が良くなることとは別問題である。学校選択制は、学校間の格差を押し広げ、居住地による市民の分断を深めていく。個人が「良かれ」と思っで行う選択は、積もり積もって、社会に「悪い」結果をもたらす。

この事態を放置して良いとは到底思えない。

〈引用文献〉

濱元伸彦, 2020, 「大阪市各区の学校選択制の利用状況と地域的背景の関係ー都心回帰による児童生徒数の変化に着目してー」『日本教育政策学会年報』第 27 号, pp.169-185.

濱元伸彦, 2021, 「大阪市の学校選択制は学校にどのような影響をもたらしているかー6 区の現状調査の結果を総合してー」『教育学論究』第 13 号, pp.91-103.

熟議「学校選択制」委員一同, 2012, 『熟議「学校選択制」報告書』,

<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000186684.html>

(2023 年 3 月 28 日アクセス可)。

文部科学省, 2012, 『小・中学校における学校選択制の実施状況について』,

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-sentaku/index.htm

(2023 年 3 月 28 日アクセス可)。

中西広大, 2019, 「大阪市における学力テスト結果公開と人口流入ー小・中学校における学校選択制の検討からー」『都市文化研究』Vol.31, pp.66-79.

大阪市, 2022, 『令和 2 年度 人権問題に関する市民意識調査 報告書』,

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000538215.html>

(2023 年 3 月 28 日アクセス可)。

大阪市教育委員会, 2012, 『就学制度の改善について』,

<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000192199.html>

(2023 年 3 月 28 日アクセス可)。

大阪市計画調整局, 2022, 『令和 2 年国勢調査 人口等基本集計結果概要』,

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549394.html>

(2023 年 3 月 28 日アクセス可)。

志水宏吉, 2021, 「学校選択と学力格差ー大阪市の事例からー」『教育文化学年報』第 16 号, pp.13-21.

鈴木祥蔵・横田三郎・村越末男編, 1976, 『戦後同和教育の歴史』解放出版社。

高田一宏, 2016, 「大阪市の学校選択制ー揺らぐ公共性, 広がる格差ー」『教育文化学年報』第 11 号, pp.14-24.

高田一宏, 2019, 『ウェルビーイングを実現する学力保障ー教育と福祉の橋渡しを考えるー』大阪大学出版会。